

2項特別保存検討ワーキングチームの活動をふりかえって 将来に残したい訴訟記録を探して

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 座長 清水 勉 (40期)

だれでも要望できる訴訟記録の永久保存

弁護士にとって、すでに終わっている訴訟は、自分がいま関わっている訴訟に勝つために利用できる規範的意味を持っている判決（理由）だけが関心対象であって、法廷に提出された様々な主張や証拠を将来のだれかのために残そうとは考えなかった。最高裁の事件記録等保存規程には、裁判所が訴訟記録の永久保存対象を決めることができるだけでなく、だれもが永久保存を裁判所に要望できると規定している（2項特別保存）のに、ほとんど活用されて来なかった。そのため、これまで膨大な量の歴史的に貴重な主張書面や証拠が廃棄され、だれもそれを読み返すことができない状況が続いてきた。

とは言うものの、むずかしい選別基準

『LIBRA』21年4月号の特集『記録を救おう！—歴史的記録としての民事訴訟記録の保存—』では、私達のこれまでの発想を変えて、判決原本だけでなく、歴史資料になるような訴訟記録も公文書管理法の理念に沿って永久保存させていこうという提案を行った。

とは言うものの、どんな事件の訴訟記録に歴史資料としての価値があるのか、と考えると答えは簡単ではない。全国の地裁のウェブサイトには事件記録及び事件書類の特別保存の要望に関するコーナーがある。そこで永久保存に付すべき事件の例として6類型（重要な憲法判断が示された事件、法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件など）、要望の有無にかかわらず永久保存に付する事件として3類型（最高裁判例集等に判決等が掲載された事件、当該事件を担当した部から「重要な憲法判断が示された」などの申出があった事件、主要日刊紙のうち2紙以上（地域面を除く）に終局に関する記事

が掲載された事件）を挙げている。なるほどと思いつつも、はて、これが訴訟記録保存の基準だろうかと考え込む。この例や基準は判決（書）の法律家としての意義や社会の注目度であって、訴訟過程に顕出される主張書面や証拠に注目したものになっていないような気がする。

ワーキングチーム内の議論

そんな疑問を抱いたワーキングチームでは、当会として東京地裁に永久保存の対象として要望する訴訟記録を探し選ぶ際に、事件自体の目新しさだけでなく、判決理由に書かれている内容から訴訟の過程で当事者がどのような主張をしどのような立証をしたかを推測し議論し歴史資料としての価値について考えた。私達は実際にその訴訟に関わっていた弁護士ではないし、裁判官のように直接全記録をみて判断できる立場にはないだけに、意識的に訴訟の過程がどうであったかを考えるよう心掛けた。

2020年／6件

活動を始めたばかりの20年は、チーム内からの提案4件、会員からの提案2件を理事会に推薦し、10月、当会はこれらを東京地裁に保存要望した。4件は、①松川事件国家賠償請求事件（昭和39年、提訴年。以下同様）、②日本共産党幹部宅盗聴事件（昭和63年）、③夫婦同氏制違憲訴訟（平成23年）、④NHK受信料制度違憲訴訟（平成24年）、2件は、⑤強制送還死亡国賠請求事件（平成23年）、⑥共通義務確認請求事件（平成30年）である。⑤は、日本の入管実務の現状が訴訟記録に記されているものとして、⑥は、少額事件について新たに法制化された訴訟類型として、歴史資料として価値があると考えた。

21年6月、東京地裁から当会に回答があった。これによると、③は事件記録等保存規程9条2項により保存の対象になっていた。⑤の保存終期は21年11月8日、④は22年12月5日、⑥は25年3月23日であることから、保存期間満了後に永久保存に付するかどうかを東京地裁が検討する事件記録とされた。①②は、判決原本以外は廃棄済みになっていた。いずれも日本の歴史上極めて重大な事件であったが、東京地裁では永久保存の価値なしと判断していたのである。

2021年／57件

翌21年は会員からの提案はなく、チームでは11年から16年までの判例時報に掲載された一審が東京地裁の判決6年分を検討した。このような幅のある期間について検討したのは、訴訟記録の廃棄時期が判決確定から5年経過後であるのだが、その時期は判例時報の裁判例の紹介からはわからない。そこで11年に紹介されている裁判例でも所定の保存期間満了時が迫っている可能性があると考えた。結果、10月、当会では57件について要望した。

22年6月、東京地裁から当会に回答があった。これによると、57件中、既に永久保存にしていた訴訟記録が8件、当会の要望に基づいて永久保存になった訴訟記録が9件（ほかにもう1件、前年に要望していた⑤）、40件は廃棄済みであった。この40件は当会と東京地裁の評価が一致せず、当会がもっと早い時期に要望を出していれば永久保存の対象になった可能性のあるものである。

8件の訴訟記録については当会と東京地裁の評価が一致したもので、構造計算書偽装事件、ジェイコム誤発注事件、築地市場コアサンプル廃棄差止事件、成年被後見人の選挙権を制限した公職選挙法の違憲

性が争われた事件、新銀行東京事件などがあった。

10件の訴訟記録については当会の要望によって保存されることになったもので、書籍を裁断し電子ファイル化する代行業者に対して作家らが著作権侵害を争った事件、東日本大震災による液状化被害を受けた土地・建物の損害に関する事件、システム開発等を目的とする契約の履行が争われた事件、弁護人による拘置所面会室内における写真撮影を理由とする接見中断終了国賠事件、死刑確定囚のテレビ視聴制限事件などがあった。

廃棄されていた40件のなかには、高齢者投資勧誘事件、退去強制令書発付処分取消請求事件、ギグワーカーの労組法上の労働者性が争われた事件、パロマガス中毒事件、産院新生児取り違え事件などがあった。

2022年／他会への働きかけ

22年は会員からの要望提案はなかったが、チームでは17年の判例時報に掲載された裁判例を検討した。今回は一審が東京地裁の裁判例だけでなく、他の地裁の裁判例についても検討し、それらは日弁連で永久保存について検討している情報問題対策委員会の委員に情報提供し、各単位会あるいは委員個人で取り組んでもらうことで、当会の活動を東京以外にも広げた。

訴訟記録の歴史資料価値は、訴訟に関わって来た弁護士こそがだれよりも気づける立場にいる。あなたが悪戦苦闘した訴訟の記録が判決確定から5年以内であれば永久保存の対象になるかもしれない。どうぞ、当会に要望提案をしていただきたい。